

J R東海労申第16号
2020年10月9日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

新たな新型コロナウイルス感染者の発生に伴う申し入れ

10月2日に開催した「申第13号」に関する業務委員会において、これまで明確にされていなかった事柄について意見の対立はあったものの、一定の会社の考え方が示された。

ところが10月2日開催の業務委員会後、新たに10月3日に「品川駅」の社員（会社発表では「品川駅係員」とされている）が新型コロナウイルス感染症に感染した事が公表され、10月6日には会社が管理する丸の内中央ビル2階の「スターバックスコーヒーJR東京駅日本橋口店」で働く従業員も新型コロナウイルス感染症に感染している事が会社HPにて公表されている。

組合としては、JR東海で働く社員や関係会社で働く従業員に感染が拡大していると強く認識し危機感を抱いている。

このような危機的な状況の中で働く労働者は、いつ自分が感染するか分からない恐怖感を抱きながら日々業務を行っている。組合員をはじめとする働く者が安心して働くために必要なのは、感染予防であることは言うまでもないが、心ならずも感染した場合の保証は日々の業務を遂行する上で非常に重要である事は言を俟たない。

社員が「検温時37.5度以上の体温」だった場合、会社は「私傷病休暇か年次有給休暇の選択肢がある」「どちらも申請しない場合は就業規則第136条の2項に基づき就労を拒否する」旨の見解であった。この見解に対して組合員をはじめ多くの働く者は、この会社の対応に、不満・怒りを感じている。

組合員をはじめ働く者に安心感をもって日々の業務を遂行してもらうためには、新型コロナウイルスに限らず、あらゆる感染症に対する会社としての保証が早急に必要であると組合は考える。

従って下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 新たに新型コロナウイルス感染症に不幸にも感染された方々について

①10月3日に公表された「品川駅係員」の社籍を明らかにすること。

②「品川駅係員」の、9月26日出勤点呼時の検温の体温を明らかにすること。

- ③「品川駅係員」の、9月29日出勤点呼時の検温の体温を明らかにすること。
- ④「品川駅係員」は9月29日出勤点呼時に体調についてどのように報告していたのか明らかにすること。
- ⑤「品川駅係員」は9月29日の出勤前に解熱等のために市販薬等の服用をしていたのか明らかにすること。
- ⑥会社の「対応状況など」に記されている「完全に治癒」とはどのような状態を誰が確認・保証するのか明らかにすること。
- ⑦10月2日の業務委員会での議論において、現在、会社が行っている、体温が「37.5度」以下であることを確認している検温では、今回のような新型コロナウイルス感染症の感染という事象については把握することができず、さらに業務に従事させていたことにより、全ての労働者やお客様への新型コロナウイルス感染症予防の体をなしておらず、万全の対策ではない事が明白になったと組合は考える。会社の見解を明らかにすること。
- ⑧10月6日に公表された「テナント従業員」の方について、感染の経緯を含めて会社が把握している詳細を明らかにすること。

2. 勤務等の扱い等について

- ①10月3日に公表された「品川駅係員」の9月29日から10月1日までの勤務指定および勤務認証を明らかにすること。
- ②「品川駅係員」の、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された10月2日以降の勤務認証を明らかにすること。
- ③検温を希望する社員には、会社が責任もって検温を実施すること。
- ④希望者全員にPCR検査を実施すること。
- ⑤10月2日に開催した業務委員会では、検温実施時に体温が37.5度以上あった場合について議論したが、勤務時に関わらず新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の勤務認証は、検温時に37.5度以上の体温だった場合と同じ扱いになるのか明らかにすること。
- ⑥10月7日、大阪仕業検査車両所において24時間拘束の勤務中だった社員が

体調に異変を感じ自発的に検温したところ、体温が38度もあることが判明し帰宅することとなった。このように勤務中に発熱した場合も「体温が37.5度以上ある場合」の取り扱いとなるのか明らかにすること。また勤務認証について明らかにすること。

3. 賃金等の支払いについて

上記「品川駅係員」の申請如何に関わらず、新型コロナウイルス感染症を罹患ないし罹患の疑いが生じ休業を余儀なくされた社員に対し、労働基準法第26条に基づき賃金等を保証すること。なお、この場合、賃金は60%ではなく全額保証すること。

4. 就業規則の改正について

今次事象に鑑み、就業規則第78条（13）「感染症に罹患した場合、及び、罹患したおそれのある場合（感染症休暇）」を追加すること。

以 上